

事後開示書面

サン電子株式会社（以下「分割会社」という。）は、令和2年4月13日付け新設分割計画に基づき、令和2年5月1日をもって、新たに設立された株式会社SUNTAC（以下「設立会社」という。）に、分割会社のホールシステム事業（以下「本件事業」という。）を承継させる新設分割（以下「本件新設分割」という。）を行いましたので、会社法811条1項1号及び会社法施行規則209条並びに会社法815条3項2号に基づき、以下のとおり開示いたします。

1 新設分割が効力を生じた日

令和2年5月1日

2 会社法第805条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、会社法805条の2の規定による新設分割の差止請求の対象ではありません。

3 会社法第806条、第808条及び第810条の規定による手続きの経過

(1) 本件新設分割は、会社法第805条の規定に基づく簡易新設分割に該当するため、反対株主の株式買取請求に関する手続き（会社法第806条の規定による手続き）は実施しておりません。

(2) 本件新設分割に際して、会社法第808条第1項2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、新株予約権買取請求に関する手続き（会社法第808条の規定による手続き）は実施しておりません。

(3) 本件新設分割に際して、分割会社から設立会社への債務の承継は、重疊的債務引受の方法によることとしたため、会社法810条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

4 新設分割により設立会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

設立会社は、令和2年5月1日をもって、分割会社より本件新設分割計画の記載に従い、本件事業に係る資産、負債、その他権利義務、契約上の地位等を承継しました。これにより承継した資産は9,606万円、負債は2,389万円（ただし、いずれも暫定値）であります。

5 その他本件新設分割に関する重要な事項

設立会社は、本件新設分割に際し、新たに発行した普通株式1万株を分割会社に交付しました。

また、2020年4月13日付取締役会決議に基づく本件新設分割の事前開示事項を記載した書面の備置き後、設立会社の2020年3月期の決算の取りまとめ過程において、ホールシステム関連事業の市場及び事業環境の変化による将来の回収可能性を検討した結果、収益性の低下に伴い減損の兆候が認められたことから、当該関連事業が保有する資産の一部について、減損処理を実施しました。

これに伴い、事前開示書面で記載した承継資産の金額と比較し減少しております。

令和2年5月28日

新設会社 〒483-8213 愛知県江南市古知野町朝日 250 番地

株式会社SUNTAC

代表取締役 木村 好己 印



分割会社 〒483-8555 愛知県江南市古知野町朝日 250 番地

サン電子株式会社

代表取締役 木村 好己 印

